



石狩市

# 消費生活センター便り

No. 3

発行  
H29年8月

## 気を付けて！ こんな相談が増えています！

「お試し」のつもりが定期購入に!?



1回だけ…

「スマートフォンを使っているときに、化粧品の広告が目にとまりました。通常価格5,000円の商品がお試し価格500円と書かれていたので1回だけのつもりで申し込んだが、2回目も商品が届き、定期購入契約になっていると分かった。業者に解約を申し出たら「3回以上の購入が条件となっている。途中解約になるので既に受け取っている商品は通常価格で支払ってもらう」といわれ、2回分の1万円を請求された。」

通常価格5,000円

送料無料!

お試し価格  
**500円!!**



※3回以上ご注文いただくこと…

### ～消費生活センターから～

★消費者が広告を見て自ら商品を申し込む通信販売は不意打ち性がないため、クーリング・オフができません。返品の可否や条件などは広告に記載された【返品特約】に従うことになります。

(※返品についての記載がない場合は、商品を受け取ってから8日以内であれば、消費者の送料負担で返品できます。)

★返品特約は目立たない場所や小さい文字で表示されていて分かりづらいことがあります。「お試し」という言葉に惑わされてすぐ申し込み、最後まで広告をしっかりと読んで購入や返品の条件を確認しましょう。

少しでも疑問に思ったら消費生活センターにご相談ください。



## 出前講座をご利用ください

消費者被害を未然に防ぐために、消費者としての心構えやトラブルに遭った場合の対処法を学びませんか？

町内会や高齢者クラブ等の集会に消費生活相談員を派遣する【出前講座】の申し込みを受け付けています。

講座は無料。少人数・短時間でも実施できますので、ぜひご利用ください。



### ●講座テーマ例

『気をつけよう 悪質商法』………最近の悪質商法の事例を中心に、対策についてお話しします。

『賢い消費者になるために』………最近のトラブル事例を中心に、トラブルの未然防止・被害回復・契約についてお話しします。

●申込・問合せ………広聴・市民生活課 TEL 72-3191



「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター (平日 午前10時～午後4時)

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン 188 (いやや! 泣き寝入り) へ